

電気事業法における事業用電気工作物に関する保安規制について

○電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）

（事業用電気工作物の維持）

第 39 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により、一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

【解説】

電気事業法第 39 条第 1 項では、事業用電気工作物の設置者は、経済産業省令で定める技術基準（技術基準省令）に適合するように電気工作物を維持することを義務づけ。

（保安規程）

第 42 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に主務大臣に届け出なければならない。

【解説】

事業用電気工作物設置者に対し、その事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程の作成、届出義務を課している。

なお、保安規程に定めるべきものは、次のようなものとなっている。

- ・ 業務を管理する者の職務及び組織に関すること
- ・ 従事者に対する保安教育に関すること
- ・ 保安のための巡視、点検及び検査に関すること
- ・ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること
- ・ 保安についての記録に関すること 等

(主任技術者)

第 43 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2、3 (略)

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【解説】

事業用電気事業用電気工作物の設置者に対し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、届出することを義務づけ。

設置者は、主任技術者免状の交付を受けている者を選任する必要があるが、事業場の種類、規模によっては外部の電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理のための委託契約を締結し、国による審査・承認を受けることにより、その者に上記の保安管理業務を行わせることが出来る。(外部委託承認制度)